

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置 チェックシート

厚生労働省「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の内容について、職場の状況を確認し、○・×・△などでチェックし、改善・充実に向けた取り組みにご活用ください。

I. 労働時間の考え方

ガイドラインに示されている労働時間の定義について、労使ともに確認できていますか。・・・

II. 始業・終業時刻の確認・記録

労働者の労働日ごとの始業・終業時刻について、確認、記録されていますか。・・・・・・・

III. 始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法

始業・終業時刻の記録方法として、原則、以下の方法がとられていますか。・・・・・・・

- ア) 使用者が自ら現認することにより確認し、記録する。
- イ) タイムカード、IC カード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、記録する。

IV. 上記III. によらず、自己申告制により始業・終業時刻の確認及び記録を行う場合の措置

II. について、自己申告制により行わざるを得ない場合、以下の措置が講じられていますか。

- ① 対象となる労働者に対し、労働時間の実態を正しく記録し、適正に自己申告を行うことなどについて十分な説明がされていますか。・・・・・・・
- ② 労働時間を管理する者に対し、適正な運用等、十分な説明がされていますか。・・・
- ③ 自己申告された労働時間が実際の労働時間と合致しているか、必要に応じ実態調査を実施し、所要の労働時間の補正がされていますか。・・・・・・・
- ④ 自己申告した労働時間を超えて事業場内にいる時間について、その理由等を報告させる場合、その報告が適正に行われているか確認されていますか。・・・・・・・
- ⑤ 自己申告できる時間外労働の時間数に上限を設ける等、適正な申告を阻害する措置が講じられていませんか。・・・・・・・

V. 労働時間を管理する者の職務

労務管理を行う部署の責任者は、労働時間管理の適正化に関する事項を管理し、管理上の問題点の把握及びその解消を図っていますか。・・・・・・・

VI. 労働時間等設定改善委員会等の活用

事業場の労働時間管理の状況を踏まえ、必要に応じ、委員会等の労使協議組織を活用し、労働時間管理の現状を把握の上、管理上の問題点及び解消策等の検討を行っていますか。・・・・・・・

以 上